目 次

ı	全	☆体	
	1	諮問・答申件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2	答申結果の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	3	中間答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	4	取下げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	5	平均処理期間・審議回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	6	総会(委員の全員をもって構成する合議体) ・・・・・・・・	3
	7	各部会の調査審議回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	8	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績・・・・・・・・・・・	4
	9	特徴のある事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	10	公益上の理由による裁量的開示(法7条) ・・・・・・・・・	7
	11	インカメラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	12	ヴォーンインデックス・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	13	地方での口頭意見陳述聴取の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
П	情	青報公開	
	1	諮問・答申件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	2	答申結果の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	3	平均処理期間・審議回数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績・・・・・・・・・・・	9
	5	特徴のある事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	6	公益上の理由による裁量的開示(法7条)・・・・・・1	1
	7	インカメラ・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
	8	ヴォーンインデックス・・・・・・・・・・・・1	2
Ш	個	退人情報保護	
	1	諮問・答申件数・・・・・・・・・・・・・1	3
	2	答申結果の分類・・・・・・・・・・・・・1	3
	3	平均処理期間・審議回数・・・・・・・・・・・1	4
	4	口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績・・・・・・・・1	4
	5	特徴のある事件・・・・・・・・・・・・・・1	4
	6	インカメラ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	6

7	ヴォーンインデ	ックス	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	6	
IV 1	寸言の実績・・・			•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7	
「参	考資料]																						
	7,74113																						
	審査会委員名簿				•	•				•	•			•		•		•		•	2	7	
1																							

平成22年度の調査審議等の状況

(平成22年4月~平成23年3月)

1 全体

1 諮問・答申件数

平成22年度の諮問件数は949件、答申件数は878件である。

なお、平成13年度から平成22年度までの総諮問件数は8、183件、総答申件数は7、159件であり、平成22年度末時点で審議中の件数は708件である。

○情報公開関連と個人情報保護関連の総計

[平成22年度]

(単位:件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
情報公開	706	683	2 3
個人情報保護	2 4 3	195	4
合 計	9 4 9	878	2 7

[平成22年度]

(単位:件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	8 4 3	786	2 0
独立行政法人等	106	9 2	7
合 計	9 4 9	878	2 7

[平成13年度~平成22年度]

(単位:件)

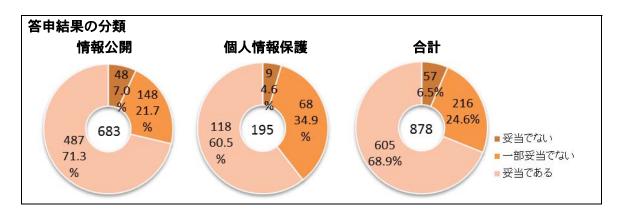
	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数
				(平成22年度末)
	(a)	(b)	(c)	(a-b-c)
行政機関	7, 279	6, 435	257	5 8 7
独立行政法人等	9 0 4	7 2 4	5 9	1 2 1
合 計	8, 183	7, 159	3 1 6	708

⁽注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

平成22年度に出された答申件数(878件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、273件(31.1%)である。

	情報公開	個人情報保護	合計
諮問庁の判断は妥当で	48件	9件	5 7 件
ないとしたもの	(7.0%)	(4.6%)	(6.5%)
諮問庁の判断は一部妥	148件	6 8 件	216件
当でないとしたもの	(21.7%)	(34.9%)	(24.6%)
諮問庁の判断は妥当で	487件	118件	605件
あるとしたもの	(71.3%)	(60.5%)	(68.9%)



3 中間答申

平成22年度においては、情報公開・個人情報保護審査会運営規則24条3項の規定 に基づく中間答申の実績はなかった。

4 取下げ

平成22年度における諮問事件の取下げは、合計で27件であり、その内訳は以下の とおりである。

諮問種別		件数	合計
情報公開	行政機関	1 7	2 3
月報公開	独立行政法人	6	23
個人情報	行政機関	3	4
保護	独立行政法人	1	4

(取下げ理由の内訳)

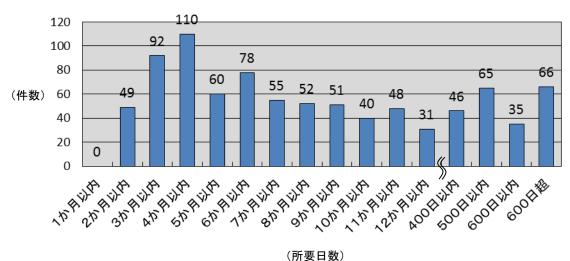
不服申立人の自主的な取下げ	9件
全部開示	6件
改めて開示決定等を実施	4件
却下	3件
その他	5件

5 平均処理期間・審議回数

平成22年度の答申(878件)について、平均処理期間は270.2日、平均審議回数は2.9回であり、最短の事件では41日で処理が終了しており(平成22年度(行情)答申第597号及び平成22年度(行情)答申第625号)、最長の事件では1,354日かかっている(平成22年度(独情)答申第20号及び平成22年度(独情)答申第21号)。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.3回である。 答申までの所要日数の分布をみると、全体の2分の1は7か月以内で答申を出しており、全体の3分の2は10か月以内に答申を出している。

答申所要日数



(川女口奴

6 総会(委員の全員をもって構成する合議体)

6-1 総会

平成22年度には、情報公開・個人情報保護審査会設置法(以下,「設置法」という。) 6条2項に基づいて総会を開催し、調査審議を行った。これは平成13年度以降,総会 としての初めての答申である。

(注) 平成22年度(行情) 答申第364号

6-2 運営会議

平成22年度には、情報公開・個人情報保護審査会運営規則29条に基づき、運営会議を開催した(平成22年4月5日)。

7 各部会の調査審議回数

各部会は、原則として毎週、定例日を定めて調査審議を行った。

	調査審議回数
第1部会	32回
第2部会	28回
第3部会	28回
第4部会	35回
第5部会	35回

(注) 平成23年3月11日の東日本大震災の影響により、3月中下旬には開催できなかった部会がある。

8 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

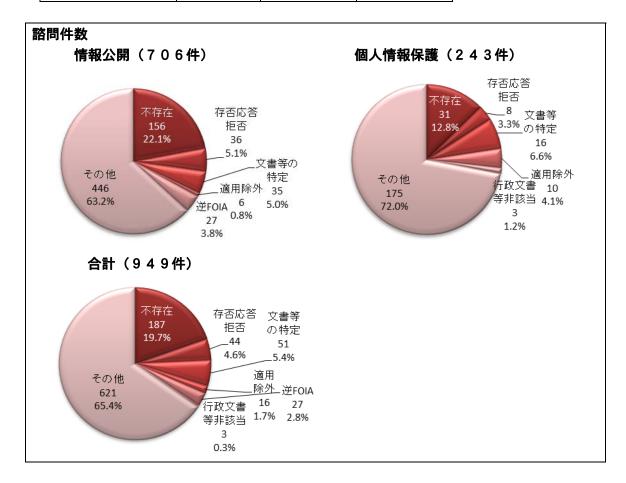
- (1) 平成22年度の答申(878件)についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を聴取したとする記載のあるものは2件(不服申立人2件)であり、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあるものは29件である。
- (2) このうち、14件について、設置法12条に基づき指名委員が口頭意見陳述又は口 頭説明の聴取を行っている。

9 特徴のある事件

存否応答拒否事件,不存在事件等の特徴のある諮問事件については,平成22年度の 状況は以下のとおりである。

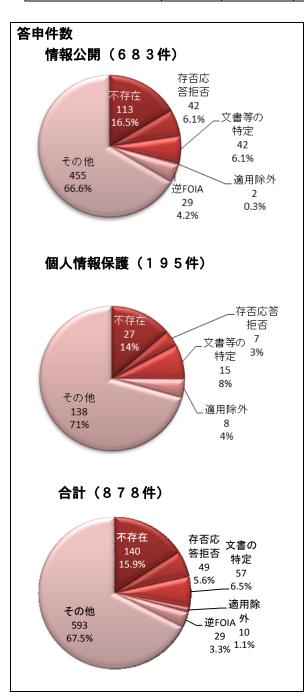
(諮問) (単位:件)

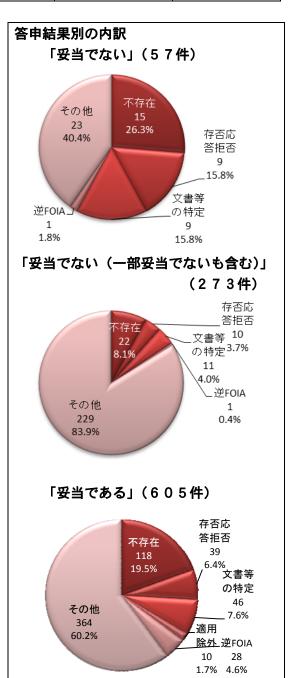
(NRI 1-37			V 1 - 117
	情報公開	個人情報 保護	合 計
不存在事件	156	3 1	187
存否応答拒否事件	3 6	8	4 4
文書等の特定を争う事件	3 5	1 6	5 1
適用除外事件	6	1 0	1 6
逆FOIA事件	2 7	0	2 7
行政文書等非該当事件	0	3	3



(答申) (単位:件)

	情報	個人情報		全部を妥当でなり	いとした答申数
	公開	保護	合 計	(一部妥当でないとし)	た答申も加えた件数)
	公用	不暖		情報公開	個人情報保護
不存在事件	1 1 3	2 7	1 4 0	15 (17)	0 (5)
存否応答拒否事件	4 2	7	4 9	8 (9)	1 (1)
文書等の特定を争う事件	4 2	1 5	5 7	8 (9)	1 (2)
適用除外事件	2	8	1 0	0 (0)	0 (0)
逆FOIA事件	2 9	0	2 9	1 (1)	0 (0)
行政文書等非該当事件	0	0	0	0 (0)	0 (0)





9-1 不存在事件

不存在事件については、平成22年度で187件(情報公開156件,個人情報保護31件)の諮問を受け、平成21年度以前の諮問も含め、140件(情報公開113件,個人情報保護27件)について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの(文書が存在するとされたもの等)は、情報公開関連で15件(注)である。

(注) 平成22年度(行情)答申第12号,平成22年度(行情)答申第51号,平成22年度(行情)答申第75号,平成22年度(行情)答申第76号,平成22年度(行情)答申第107号,平成22年度(行情)答申第151号,平成22年度(行情)答申第322号,平成22年度(行情)答申第380号,平成22年度(行情)答申第400号,平成22年度(行情)答申第515号,平成22年度(独情)答申第13号,平成22年度(独情)答申第14号,平成22年度(独情)答申第15号,平成22年度(独情)答申第22号及び平成22年度(独情)答申第37号

9-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成22年度に44件(情報公開36件,個人情報保護8件)の諮問を受け、平成21年度以前の諮問も含め、49件(情報公開42件,個人情報保護7件)について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは9件あり、情報公開関連が8件(注1)、個人情報保護関連が1件(注2)ある。

- (注) 1 平成22年度(行情)答申第20号,平成22年度(行情)答申第111号,平成22年度 (行情)答申第234号,平成22年度(行情)答申第354号,平成22年度(行情)答申 第357号,平成22年度(行情)答申第418号,平成22年度(行情)答申第450号及 び平成22年度(独情)答申第42号
 - 2 平成22年度(行個)答申第108号

9-3 文書・保有個人情報の特定を争う事件

文書・保有個人情報の特定を争う事件については、平成22年度に51件(情報公開35件,個人情報保護16件)の諮問を受け、平成21年度以前の諮問を含め、57件(情報公開42件,個人情報保護15件)について答申を出している。

この文書等の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは9件あり、情報公開関連が8件(注1)、個人情報保護関連が1件(注2)である。

- (注) 1 平成22年度(行情)答申第50号,平成22年度(行情)答申第221号,平成22年度 (行情)答申第283号,平成22年度(行情)答申第416号,平成22年度(行情)答申 第439号,平成22年度(独情)答申第8号,平成22年度(独情)答申第26号及び平成 22年度(独情)答申第52号
 - 2 平成22年度(行個)答申第76号

9-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成22年度に16件(情報公開6件,個人情報保護10件)の諮問を受け、平成21年度以前の諮問を含め、10件(情報公開2件,個人情報保護8件)について答申を出している。

9-5 逆FOIA (第三者不服申立て) 事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成22年度に27件(全て情報公開)の諮問を受け、平成21年度以前の諮問を含め、29件(全て情報公開)について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは1件(注)である。

(注) 平成22年度(行情)答申第179号

9-6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成22年度に3件(全て個人情報保護)の諮問を受けた。平成21年度以前の諮問を含め、期間中の答申は0件である。

10 公益上の理由による裁量的開示(法7条)

平成22年度には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律7条による公益上の理由による裁量的開示をすべきであるとの諮問庁の主張は妥当であるとの答申を出した(逆FOIA事件)。これは、平成13年度以来初めての答申である。

(注) 平成22年度(行情) 答申第559号

11 インカメラ

平成22年度の答申(878件)についてみると、対象文書又は対象保有個人情報を 見分したとの記載があるのは565件である。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象 文書が不存在である場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開 示・不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上 インカメラ審理を要しない場合がある。

12 ヴォーンインデックス

平成22年度の答申(878件)についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料 (ヴォーンインデックス)の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が 自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書等の内容を整理して提出している場 合がある。

13 地方での口頭意見陳述聴取の実施

平成22年度に不服申立人等の口頭意見陳述の聴取を地方において行った実績はない。

Ⅱ 情報公開

1 諮問・答申件数

平成22年度の諮問件数は706件、答申件数は683件である。

なお、平成13年度から平成22年度までの総諮問件数は7,053件,総答申件数は6,275件であり、平成22年度末時点での審議中の件数は498件である。

○情報公開関連

[平成22年度]

(単位		件)
(単1)/	-	14-)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	6 5 1	6 2 3	1 7
独立行政法人等	5 5	6 0	6
合 計	706	683	2 3

[平成13年度~平成22年度]

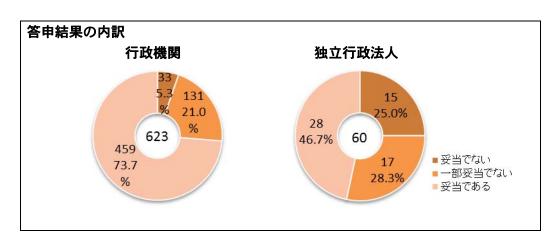
(単位:件)

	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数
				(平成22年度末)
	(a)	(b)	(c)	(a-b-c)
行政機関	6, 374	5, 728	227	4 1 9
独立行政法人等	679	5 4 7	5 3	7 9
合 計	7, 053	6, 275	280	498

2 答申結果の分類

平成22年度に出された答申件数(683件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、196件(28.7%)である。

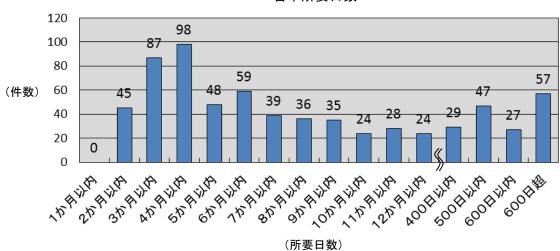
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	48件(7.0%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	148件(21.7%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	487件(71.3%)



3 平均処理期間・審議回数

平成22年度の答申(683件)について、平均処理期間は263.0日、平均審議回数は2.9回であり、最短の事件では41日で処理が終了しており(平成22年度(行情)答申第597号及び平成22年度(行情)答申第625号)、最長の事件では1、354日かかっている(平成22年度(独情)答申第20号及び平成22年度(独情)答申第21号)。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は2.2回である。 答申までの所要日数の分布をみると、全体の2分の1は7か月以内で答申を出しており、全体の3分の2は10か月以内に答申を出している。



答申所要日数

4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成22年度の答申(683件)についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を 聴取したとする記載のあるものは2件(不服申立人2件)であり、諮問庁から口頭説明 を聴取したとする記載のあるものは27件である。

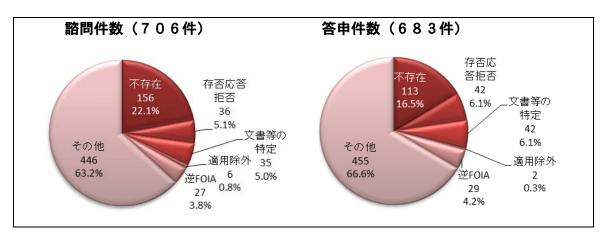
(注) 部会又は指名委員による聴取実績である。

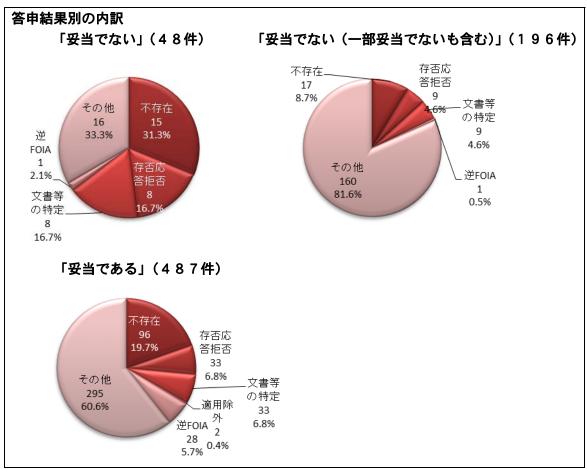
5 特徴のある事件

存否応答拒否事件,不存在事件等の特徴のある諮問事件については,平成22年度の 状況は以下のとおりである。

(単位:件,%)

	諮問	答申				
区分	件数	件数	全部を妥当でないとした答申数			
	1十致	1十数	(一部妥当でないとした答申も加えた件数)			
不存在事件	1 5 6	1 1 3	15 (17)			
存否応答拒否事件	3 6	4 2	8 (9)			
文書の特定を争う事件	3 5	4 2	8 (9)			
適用除外事件	6	2	0 (0)			
逆FOIA事件	2 7	2 9	1 (1)			
行政文書等非該当事件	0	0	0 (0)			





5-1 不存在事件

不存在事件については、平成22年度では156件の諮問を受け、平成21年度以前の諮問も含め、113件について答申を出している。

この不存在事件に関する答申のうち、妥当でないとされたもの(文書が存在するとされたもの等)は、15件(注)である。

(注) 平成22年度(行情) 答申第12号, 平成22年度(行情) 答申第51号, 平成22年度(行情) 答申第75号, 平成22年度(行情) 答申第76号, 平成22年度(行情) 答申第107号, 平成22年度(行情) 答申第322号, 平成22年度(行情) 答申第322号, 平成22年度(行情) 答申第380号, 平成22年度(行情) 答申第400号, 平成22年度(行情) 答申第515号, 平成22年度(独情) 答申第13号, 平成22年度(独情) 答申第14号, 平成22年度(独情) 答申第15号, 平成22年度(独情) 答申第22号及び平成22年度(独情) 答申第37号

5-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成22年度に36件の諮問を受け、平成21年度以前の諮問も含め、42件について答申を出している。

この存否応答拒否事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、8件(注)である。

(注) 平成22年度(行情)答申第20号,平成22年度(行情)答申第111号,平成22年度(行情)答申第234号,平成22年度(行情)答申第354号,平成22年度(行情)答申第357号,平成22年度(行情)答申第418号,平成22年度(行情)答申第450号及び平成22年度(独情)答申第42号

5-3 文書の特定を争う事件

文書の特定を争う事件については、平成22年度に35件の諮問を受け、平成21年 度以前の諮問を含め、42件について答申を出している。

この文書の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、8件(注)である。

(注) 平成22年度(行情) 答申第50号,平成22年度(行情) 答申第221号,平成22年度(行情) 答申第283号,平成22年度(行情) 答申第416号,平成22年度(行情) 答申第439号,平成22年度(独情) 答申第8号,平成22年度(独情) 答申第26号及び平成22年度(独情) 答申第52号

5-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成22年度に6件の諮問を受け、平成21年度以前の諮問を含め、2件について答申を出している。

5-5 逆FOIA (第三者不服申立て) 事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成22年度に27件の諮問を受け、平成21年度以前の諮問を含め、29件について答申を出している。

この逆FOIA事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは、1件(注)である。

(注) 平成22年度(行情)答申第179号

5-6 行政文書等非該当事件

行政文書等非該当事件については、平成22年度に受け付けた諮問はなく、平成21 年度以前の諮問を含め、答申は出していない。

6 公益上の理由による裁量的開示(法7条)

平成22年度には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律7条による公益上の理由による裁量的開示をすべきであるとの諮問庁の主張は妥当であるとの答申を出した(逆FOIA事件)。これは、平成13年度以来初めての答申である。

(注) 平成22年度(行情)答申第559号

7 インカメラ

平成22年度の答申(683件)についてみると、対象文書を見分したとの記載があるのは455件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象文書の見分」等と記載されている答申数である。対象文書が不存在である場合、一定の様式に記入された個人情報であり、その記載項目によって開示・

不開示の判断が可能な場合、存否応答拒否の正当性が争われている場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

8 ヴォーンインデックス

平成22年度の答申(683件)についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料(ヴォーンインデックス)の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が 自主的に、あるいは事務局の要請に応じて開示請求対象文書の内容を整理して提出している場合 がある。

Ⅲ 個人情報保護

1 諮問・答申件数

平成22年度の諮問件数は243件、答申件数は195件である。

なお、平成17年度から平成22年度までの総諮問件数は1、130件、総答申件数は884件であり、平成22年度末時点で審議中の件数は210件である。

○個人情報保護関連

[平成22年度]

(単位:件)

	諮問件数	答申件数	取下件数
行政機関	1 9 2	163	3
独立行政法人等	5 1	3 2	1
合 計	2 4 3	195	4

(単位:件)

	行政機関			独立行政法人		
	諮問件数	答申件数	取下件数	諮問件数	答申件数	取下件数
開示請求関連	178	1 4 6	1	4 0	2 5	1
訂正請求関連	1 2	1 5	1	1 0	4	0
利用停止請求関連	2	2	1	1	3	0
合 計	1 9 2	163	3	5 1	3 2	1

[平成17年度~平成22年度]

(単位:件)

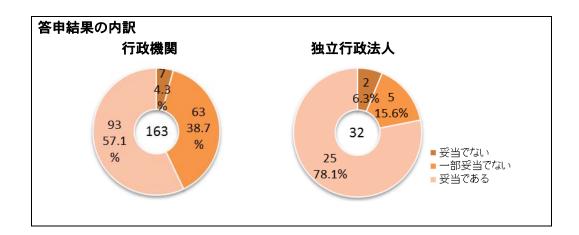
	諮問件数	答申件数	取下件数	審議中の件数
				(平成22年度末)
	(a)	(b)	(c)	(a-b-c)
行政機関	905	707	3 0	1 6 8
独立行政法人等	2 2 5	177	6	4 2
合 計	1, 130	8 8 4	3 6	2 1 0

⁽注) 答申件数の行政機関と独立行政法人等の別は諮問時の別による。

2 答申結果の分類

平成22年度に出された答申件数(195件)のうち、諮問庁の判断は妥当でないとしたもの(一部妥当でないとしたものを含む。)は、77件(39.5%)である。

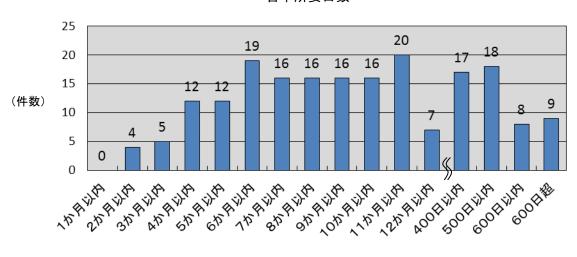
諮問庁の判断は妥当でないとしたもの	9件(4.6%)
諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの	68件(34.9%)
諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	118件(60.5%)



3 平均処理期間・審議回数

平成22年度の答申(195件)について、平均処理期間は295.3日、平均審議回数は2.9回であり、最短の事件では56日で処理が終了しており(平成22年度(行個)答申第29号及び平成22年度(行個)答申第120号)、最長の事件では1,143日かかっている(平成22年度(独個)答申第18号)。

なお、インカメラ決定のみであった審議を除いた平均審議回数は、2.3回である。 答申までの所要日数の分布をみると、全体の2分の1は9か月以内で答申を出しており、全体の3分の2は11か月以内に答申を出している。



答申所要日数

(所要日数)

4 口頭意見陳述及び口頭説明聴取の実績

平成22年度の答申(195件)についてみると、不服申立人等から口頭意見陳述を 聴取したとする記載のあるものはなく、諮問庁から口頭説明を聴取したとする記載のあ るものは2件である。

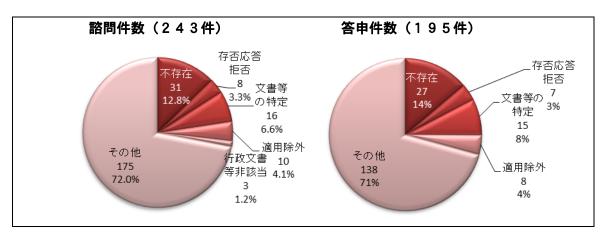
(注) 部会又は指名委員による聴取実績である。

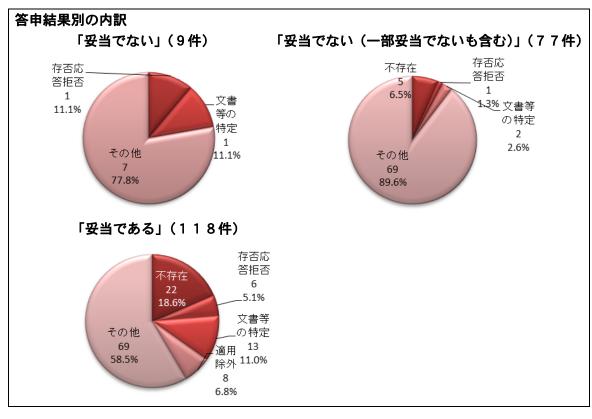
5 特徴のある事件

存否応答拒否事件,不存在事件等の特徴のある諮問事件については,平成22年度の 状況は以下のとおりである。

(単位:件,%)

	諮問		答申		
区分	件数	件数	全部を妥当でないとした答申数		
	计文义	计女义	(一部妥当でないとした答申も加えた件数)		
不存在事件	3 1	2 7	0 (5)		
存否応答拒否事件	8	7	1 (1)		
保有個人情報の特定を争う事件	1 6	1 5	1 (2)		
適用除外事件	1 0	8	0 (0)		
逆FOIA事件	0	0	0 (0)		
保有個人情報非該当事件	3	0	0 (0)		





5-1 不存在事件

不存在事件については、平成22年度では31件の諮問を受け、平成21年度以前の 諮問も含め、27件について答申を出している。

5-2 存否応答拒否事件

存否応答拒否事件については、平成22年度に8件の諮問を受け、平成21年度以前の諮問も含め、7件について答申を出している。

この存否応答拒否に関する答申のうち, 妥当でないとされたものは 1 件(平成 2 2 年度(行個) 答申第 1 0 8 号) である。

5-3 保有個人情報の特定を争う事件

保有個人情報の特定を争う事件については、平成22年度に16件の諮問を受け、平成21年度以前の諮問を含め、15件について答申を出している。

この保有個人情報の特定を争う事件に関する答申のうち、妥当でないとされたものは 1件(平成22年度(行個)答申第76号)である。

5-4 適用除外事件

適用除外事件については、平成22年度に10件の諮問を受け、平成21年度以前の 諮問を含め、8件について答申を出している。

5-5 逆FOIA (第三者不服申立て) 事件

処分庁が開示するとした部分について、第三者が当該部分の不開示を求める逆FOIAに関する事件については、平成22年度に受け付けた諮問はなく、答申も出されていない。

5-6 保有個人情報非該当事件

保有個人情報非該当事件については、平成22年度に3件の諮問を受けた。平成21 年度以前の諮問も含め、期間中の答申はなかった。

6 インカメラ

平成22年度の答申(195件)についてみると、対象保有個人情報を見分したとの記載があるのは110件となっている。

(注) 答申の調査審議の経過欄に、「本件対象保有個人情報の見分」と記載されている答申数である。 対象保有個人情報が不存在である場合など、事柄の性格上インカメラ審理を要しない場合がある。

7 ヴォーンインデックス

平成22年度の答申(195件)についてみると、諮問庁から設置法9条3項の資料(ヴォーンインデックス)の提出を受けたとの記載があるものはない。

(注) ただし、これをヴォーンインデックスと呼ぶことが適当であるかどうかは別として、諮問庁が自主的に、あるいは事務局の要請に応じて対象保有個人情報の内容を整理して提出している場合がある。

IV 付言の実績

当審査会では、答申において、諮問庁(又は処分庁)における情報公開・個人情報保護制度の運用が不適切である場合や、同制度の運用そのものの問題ではないにしても、同制度の円滑かつ適切な運用を行うために必要な措置について付言を行うことがある。

平成22年度の答申を整理すると、124件の答申において付言がみられ、諮問の遅れなど13の項目にわたって意見が述べられている。

主な項目別件数としては、諮問の遅れ・早期諮問に関する付言(68件)が最も多く、続いて、情報提供に関する付言(14件)、開示決定時等の理由の提示に関する付言(10件)、文書管理に関する付言及び開示決定等通知書の不適切な記載に関する付言(それぞれ6件)などという順になっている。

各項目の主な付言内容は、以下のとおりである。

(注) 一つの答申において、複数の項目にわたって付言しているものもある。

1) 諮問の遅れ・早期諮問について付言したもの(68件)

- ・ 本件については、異議申立てから諮問までに約2年11か月を経過しており、異議申立てから諮問までの期間については、諮問庁における業務の繁忙等を考慮したとしても、「簡易迅速な手続」による処理とは言い難い側面があることは否めず、諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。(平成22年度(行情)答申第29号)
- ・ 本件は、異議申立てから審査会への諮問までに2年3か月近くが経過している。 当審査会への諮問については、平成17年8月3日の各省庁の申合せにより、特 段の事情がない限り、不服申立てがあった日から遅くとも90日を超えないように することとされているところであり、本件においては、諮問庁における業務が著し く繁忙であったとしても、速やかに当審査会に諮問することに支障があったとは認 められない。

諮問庁における同様の諮問の遅延が本件のみではないことは、極めて遺憾であり、 不服申立て事案の事務処理の一層の迅速化が望まれる。(平成22年度(行個)答申 第8号)

など

2) 情報提供について付言したもの(14件)

- ・ 処分庁においては、本件開示請求が行われた時点で審査請求人に対し、自己情報 については行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を行 うことができる旨の教示を分かりやすく、明確に行っていなかった疑念を払しょく できず、今後は、自己情報の開示請求に係る事務手続において、適切な対応をする ことが望まれる。(平成22年度(行情)答申第24号)
- 本件開示請求においては、処分庁は開示請求の趣旨をくみ取り、存否応答拒否とならないよう、特定の個人に関する情報の記載を避けた開示請求をすべきことなど、

開示請求者に十分な教示を行う必要があったと考えられ、今後、開示請求に係る事務手続において、適切に対応することが望まれる。(平成22年度(行情)答申第293号)

など

3) 開示決定時等の理由の提示について付言したもの(10件)

・ 処分庁は、本件に係る行政文書開示決定通知書において、法5条1号に該当していることのみを理由に一部不開示としているが、本件不開示部分には、明らかに個人に関する情報以外の情報が含まれており、諮問庁は、同条2号イ該当性を追加して主張している。

異議申立てを受けた行政機関として、当該処分の当否を判断するに当たり、不開示理由を改めて検討することは不当なこととは言えないが、開示決定等に係る理由の付記は、行政機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、それに対する不服申立てに便宜を与えることを目的としているものであることからすれば、処分庁は、処分時において十分検討した上で理由を付記すべきである。

原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、違法とまでは言えないが、適切を欠くものであり、今後、適切な対応が望まれる。(平成22年度(行情)答申第406号)

・ 本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「該当文書を保有していないため、不開示としました。」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等、当該文書が存在していないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切を欠くものであると言わざるを得ず、諮問庁においては、今後の対応においては上記の点につき、留意すべきである。(平成22年度(行情)答申第515号)

など

4) 文書管理について付言したもの(6件)

・ 本件対象文書を見分したところ,一部については,滅失又はき損のおそれがある と認められる。

本件対象文書は、その内容が特定個人に関する個人情報そのものであることから、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律6条1項に基づき、本件対象文書 の滅失又はき損の防止のために必要な措置を講ずる必要があると思料されることを 付言する。(平成22年度(行情)答申第52号)

・ 当審査会事務局職員による文書保管状況の点検においても、本件対象文書の正確 な保存期間は確認できず、廃棄の事実も明らかでないことから、諮問庁の文書管理 には問題があると言わざるを得ない。諮問庁においては、保存文書の紛失防止のた めの措置の実施や文書管理規程に沿った廃棄手続の実施など、一層の文書管理の適 正化を図ることが望まれる。(平成22年度(行情)答申第79号)

など

5) 開示決定等通知書の不適切な記載について付言したもの(6件)

・ 原処分でいかなる文書が開示決定されたのかが不明確なのは、原処分が開示する 文書を行政文書としての件名、日付、文書番号等で特定することなく、開示請求書 の文言を行政文書開示決定通知書の開示する行政文書の名称欄にそのまま記載した ために生じたことであり、今後、行政文書開示決定通知書には原則として具体的な 件名等を明示するべきであることを付言する。(平成22年度(行情)答申第283 号)

など

6) 開示・不開示の判断について付言したもの(4件)

処分庁は、原処分において、開示請求者との関係を理由に全部不開示としており、 本件異議申立てに至っている。

法は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求の理由や利用の目的等の個別事情を問うものではなく、開示請求者がだれであるか、開示請求に係る法人文書に記録されている情報について利害関係を有するかなどの個別的事情によって、当該法人文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないので、諮問庁においては、法の趣旨を正しく理解し、今後の法の適正な運営に努められたい。(平成22年度(独情)答申第7号)

など

7) 審査会への対応について付言したもの(4件)

・ 平成21年度(行情)答申第96号における諮問庁の説明(注:当該事実の対象 文書を探索したが、当該文書は確認されなかった旨の説明)は事実を隠ぺいしよう としたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言 わざるを得ず、極めて遺憾である。

今後は当審査会からの確認に対してはもとより、開示請求に対する手続全般において、事実を隠ぺいしようとしたとの疑いを抱かれることのないよう事実に即した的確な対応をすべきである。(平成22年度(行情)答申第75号)

- ・ 諮問庁においては、今後、理由説明書を作成する際には、当該文書の記載に事実 誤認等がないかを確認するなど、適切に処理することが望まれる。(平成22年度(行 情) 答申第171号)
- ・ 審査会においては、諮問庁から提示されるインカメラ文書に基づいて審議するものであり、諮問庁から提示される文書が原本と異なることは予想だにしていない。 先例答申に係る原処分がノート部分を含む原本について判断されたものか否かを確認することはできないが、少なくとも、先例答申に係るインカメラ文書にノート部

分があれば、開示実施文書と対比してノート部分の有無という重大な相違は容易に 判明することからすると、先例答申に係る当審査会での審議の際に原本と異なる内 容の文書がインカメラ文書として提示されていたことも考えられ、このようなこと は極めて遺憾である。(平成22年度(行情)答申第538号)

など

8) 開示決定の迅速・的確化について付言したもの(4件)

・ 処分庁は、開示請求のうち文書3については、法10条1項に規定する開示決定等の期限を過ぎているにもかかわらず、いまだ開示決定を行っておらず、また、同条2項に基づく期限延長の通知も行っていない。

このような処分庁の対応の遅れは、法の規定に反した不適切な措置であると言わざるをえず、今後は、法の制度趣旨を十分に理解した上での迅速かつ適切な対応をすべきであることを付言する。(平成22年度(行情)答申第130号)

など

9) 開示決定等における対象文書(保有個人情報)の表記について付言したもの(4 件)

- ・ 処分庁が、開示決定に当たって対象文書の名称等を明らかにしなかったことは適切であったとは言えず、今後、開示対象文書の名称等を適切に記載することが望まれる。(平成22年度(行情)答申第22号)
- ・ 法に基づく開示請求に対する処分においては、原則として、対象文書の文書名を、表題、作成日付又は文書番号等で客観的に他から識別できるように特定すべきものであり、とりわけ、全部不開示決定においては、その必要性は高い。したがって、各原処分において、各処分庁が本件対象文書の名称を明らかにしなかったことは適切であったとは言えず、今後、開示請求に対応する対象文書の名称等を適切に記載することが望まれる。(平成22年度(行情)答申第232号)

など

10) 開示の実施手続について付言したもの(4件)

- ・ 別紙1に掲げる部分は、原処分で開示するとされたが、開示の実施の際に不開示とされている。速やかに同部分の開示実施をするとともに、今後、開示決定の趣旨に即した的確な開示実施を行うべきであることを付言する。(平成22年度(行情)答申第212号)
- ・ 保有個人情報の開示は、「閲覧又は写しの交付」により行うこととされており(法24条1項)、諮問庁においては、今後、開示請求の手続において、審査請求人の申出に応じて閲覧による開示の実施を行うなど、より適切な対応が望まれる。(平成22年度(行個)答申第5号)

など

11) 補正に関する対応について付言したもの(4件)

- ・ 処分庁は、原処分を行う前に開示請求人に対して文書の特定について補正を求めるべきであったところ、本件開示請求については、対象文書の特定が不十分のまま原処分が行われたものであり、今後、処分庁において情報公開制度に関する事務処理手続の適正化を図ることが望まれる。(平成22年度(行情)答申第108号)
- ・ 本件開示請求は、開示請求対象の文書についての記載中に個人の氏名があること から、本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきものとなって いる。

しかし、処分庁から異議申立人に対して開示請求についての補正の依頼及び教示は一切行われておらず、今後、本件と同様の開示請求に対しては、補正の依頼や教示を適切に行うことが望まれる。(平成22年度(独情)答申第10号)

など

12) 文書の作成について付言したもの(2件)

- ・ 平成15年改訂の「資金前渡官吏事務取扱手引」には、既に適用されていない旧規程を引用するという、明らかな誤りが認められ、異議申立人に誤解を与える一因となった。諮問庁においては、上記手引の次期改訂も含め、文書作成に、より一層、正確を期すことが求められる。(平成22年度(行情)答申第79号)
- ・ 諮問庁は、許可を受けた者の住所については、「許可を受けた者」欄を含め、河川 現況台帳調書への記載は義務付けられていないにもかかわらず、その原因は不明で あるが、本件組合代表者の住所が手続上誤って文書2に記載されたと説明する。

河川現況台帳調書は、閲覧に供されていることから、そもそも記載する必要のない個人情報を記載することは、個人の権利利益を害しかねない重大な問題であることを認識し、今後、適切な文書作成を行うとともに、本件のような手続上の誤りが存在する場合は、速やかに是正する必要がある。(平成22年度(行情)答申第343号)

13) 透明性の確保について付言したもの(1件)

· 公務員採用試験の試験問題は、採用試験制度の透明性の向上を図る観点からも、本来、試験実施後には公開されることが望ましい。

この点について、当審査会の事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省においては、試験問題作成業者に作成させる試験問題の公開について検討を進め、当該試験問題を公開することを前提にした契約条件の見直しを行っているとのことであった。諮問庁においては、早期に、試験問題の公開に対応できるよう、取組を進めることが望まれる。(平成22年度(行情)答申第184号)

14) その他(4件)

処分庁においては、本件開示請求に対応する過程で、本来は提出されているはずの本件実施報告が自衛艦隊司令官や統合幕僚長の上級官に提出されていないことが

判明したものと推察される。その意味では、本件開示請求によって、自衛隊内部に け怠のあったことを把握することができたものである。ところが、処分庁では自衛 隊内部のけ怠によって生じた本件実施報告の提出の遅延を理由に本件実施報告の行 政文書該当性を否定するなど正当性のない判断を行った。処分庁は何人の開示請求 に対しても誠実に対応すべきである。(平成22年度(行情)答申第380号)

- ・ 諮問庁においては、法人等から文書の提出を受ける場合、当該文書は法に定める 開示請求の対象となることを説明する必要があり、また、法人等から著作物の提出 を求める際は、著作権法上の公表権を念頭に置くことが求められよう。(平成22年 度(行情)答申第560号)
- ・ 諮問庁においては、法及び情報公開法の趣旨を正しく認識し、適正な運用に努められたい旨、再度、強く付言する。(平成22年度(独個)答申第20号及び平成2 2年度(独個)答申第21号)

区 分	1 7 C L 1 9E		申	番	
1)諮問の遅れ・早期諮問につ					
いて付言したもの(68件)	平成22年度				-
1 (1) [() () () () ()	平成22年度				
					8号ないし第230号
					28号及び第229号の
	み)	e 11 2 /c (// IO //	,	
	平成22年度	(行情) 2	医由笔	2 8	3 문
	平成22年度				
	平成22年度				
	平成22年度				•
	平成22年度				
					8号及び第369号
	平成22年度				
	平成22年度				
	平成22年度				
	平成22年度	(行情) 智	各申第	4 6	2号及び第463号
	平成22年度	(行情)名	答申第	4 7	6号
	平成22年度	(行情)名	等申第	4 7	7号
	平成22年度	(行情) 智	答申第	5 1	2号
	平成22年度	(行情) 智	答申第	5 1	9号
	平成22年度	(行情) 智	筝申第	5 3	1号
	平成22年度	(行情) 智	等申第	5 3	2号
	平成22年度	(行情) 智	等申第	5 4	3号及び第544号
	平成22年度	(行情) 智	答申第	5 4	6号及び第547号
	平成22年度	(行情) 智	答申第	5 9	1号及び第592号
	(うち,付言を	を行ったの	りは第	5 9	1 号のみ)
	平成22年度	(行個)名	答申第	8号	ļ
	平成22年度	(行個)名	答申第	3 1	号
	平成22年度	(行個) 智	答申第	3 2	号
	平成22年度	(行個)名	答申第	3 3	号
	平成22年度	(行個) 智	答申第	4 2	号
	平成22年度	(行個) 智	答申第	4 4	号
	平成22年度	(行個)智	答申第	4 6	号

	平成22年度(行個)	答申第47号
	平成22年度(行個)	答申第50号
	平成22年度(行個)	答申第61号
	平成22年度(行個)	答申第62号
	平成22年度(行個)	答申第69号
	平成22年度(行個)	答申第70号
	平成22年度(行個)	答申第71号
	平成22年度(行個)	答申第73号
	平成22年度(行個)	答申第74号
	平成22年度(行個)	答申第78号
	平成22年度(行個)	答申第79号
	平成22年度(行個)	答申第80号
	平成22年度(行個)	答申第82号
	平成22年度(行個)	答申第83号
	平成22年度(行個)	答申第84号
	平成22年度(行個)	答申第92号及び第93号
	平成22年度(行個)	答申第94号
	平成22年度(行個)	答申第96号
	平成22年度(行個)	答申第101号
	平成22年度(行個)	答申第111号
	平成22年度(行個)	答申第116号
	平成22年度(行個)	答申第118号
	平成22年度(行個)	答申第119号
	平成22年度(行個)	答申第121号
	平成22年度(行個)	答申第125号
	平成22年度(行個)	答申第126号
	平成22年度(行個)	答申第135号
	平成22年度(行個)	答申第136号
	平成22年度(行個)	答申第137号ないし第139号
	平成22年度(行個)	第141号
	平成22年度(行個)	第148号
	平成22年度(行個)	第151号
	平成22年度(行個)	第159号
	平成22年度(行個)	第160号
2)情報提供について付言した	平成22年度(行情)	答申第24号
もの (14件)	平成22年度(行情)	答申第83号及び第84号
	平成22年度(行情)	答申第87号
	平成22年度(行情)	答申第293号
	平成22年度(行情)	答申第296号

	平成22年度(行情)答申第455号
	平成22年度(行情)答申第461号
	平成22年度(行情)答申第464号
	平成22年度(行情)答申第465号
	平成22年度(行情)答申第513号
	平成22年度(行情)答申第571号
	平成22年度(行個)答申第20号
	平成22年度(行個)答申第31号
	平成22年度(行個)答申第105号
3) 開示決定時等の理由の提示	平成22年度(行情)答申第171号
について付言したもの(10	平成22年度(行情)答申第173号
件)	平成22年度(行情)答申第281号
	平成22年度(行情)答申第406号
	平成22年度(行情)答申第433号
	平成22年度(行情)答申第475号
	平成22年度(行情)答申第515号
	平成22年度(独情)答申第58号
	平成22年度(行個)答申第72号
	平成22年度(行個)答申第112号
4) 文書管理について付言した	平成22年度(行情)答申第52号
もの (6件)	平成22年度(行情)答申第79号
	平成22年度(行情)答申第172号
	平成22年度(行情)答申第365号
	平成22年度(行情)答申第538号
	平成22年度(独情)答申第41号
5) 開示決定等通知書の不適切	平成22年度(行情)答申第283号
な記載について付言したもの	平成22年度(行情)答申第559号
(6件)	平成22年度(行情)答申第560号
	平成22年度(独情)答申第5号
	平成22年度(独情)答申第6号
	平成22年度(独情)答申第26号
6) 開示・不開示の判断につい	平成22年度(行情)答申第33号
て付言したもの(4件)	平成22年度(行情)答申第478号
	平成22年度(独情)答申第7号
	平成22年度(行個)答申第148号
7)審査会への対応について付	平成22年度(行情)答申第75号
言したもの(4件)	平成22年度(行情)答申第76号
	平成22年度(行情)答申第171号
	平成22年度(行情)答申第538号

8) 開示決定の迅速・的確化に	平成22年度(行情)答申第130号
ついて付言したもの(4件)	平成22年度(行情)答申第171号
	平成22年度(行情)答申第220号
	平成22年度(行情)答申第228号ないし第230号
	(うち、付言を行ったのは第228号のみ)
9) 開示決定等における対象文	平成22年度(行情)答申第22号
書(保有個人情報)の表記につ	平成22年度(行情)答申第100号
いて付言したもの(4件)	平成22年度(行情)答申第232号
	平成22年度(行情)答申第233号
10) 開示の実施手続について	平成22年度(行情)答申第212号
付言したもの(4件)	平成22年度(行情)答申第218号
	平成22年度(行情)答申第365号
	平成22年度(行個)答申第5号
11)補正に関する対応につい	平成22年度(行情)答申第108号
て付言したもの(4件)	平成22年度(行情)答申第502号ないし第509号
	平成22年度(独情)答申第10号
	平成22年度(行個)答申第128号
12)文書の作成について付言	平成22年度(行情)答申第79号
したもの(2件)	平成22年度(行情)答申第343号
13)透明性の確保について付	平成22年度(行情)答申第184号
言したもの(1件)	
14)その他の付言(4件)	平成22年度(行情)答申第380号(行政文書非該当)
	平成22年度(行情)答申第560号(著作権)
	平成22年度(独個)答申第20号(信義則)
	平成22年度(独個)答申第21号(信義則)

⁽注) 平成22年度(行情)答申第79号,平成22年度(行情)答申第171号,平成22年度(行情)答申第220号,平成22年度(行情)答申第228号ないし第230号,平成22年度(行情)答申第283号,平成22年度(行情)答申第365号,平成22年度(行情)答申第538号,平成22年度(行情)答申第560号,平成22年度(行個)答申第31号及び平成22年度(行個)答申第148号においては,複数の項目にわたって付言している。